

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

文久雜誌

一

東京大学
経済学
部
80
273

70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

朱書



経済

36111

経済学
80
273

前編之壹

文久二年戊戌八月廿日ヨリ九月十七日ニ至

挿入文書

海軍第五六號	三四
●戸長身分取扱及俸給定メ方(明治十九年内令第二二號)	三四
●伊豆七島地役人及名主待遇ノ件(明治二十八年勅第六二號)	三四
●東京陸軍局長ノ待遇ニ關スル件(明治二十八年勅第三四八號)	三四
●司法官試験及朝鮮總督府司法官試験ニ關スル件(大九年勅第五六九號)	三四
●鐵道吏ノ待遇ニ關スル件(大七年勅第三六一號)	三四
●延子ノ待遇ニ關スル件(明治二十二年勅第二二二號)	三四
●在任指定學校職員令(明治三十八年勅第二三〇號)	三四
●市町村立小學校校長及教員名稱及待遇ノ件(明治二十四年勅第二一八號)	三四
●昭和二年勅令第三七二號ニ依リ特ニ委任官ノ待遇ト爲メコトヲ得ル市町村立小學校長ノ員數ヲ増スコトヲ得ル道府縣長員數(昭和二年文告第三三〇號)	三四
●師範學校及市町村立小學校職員ヲ文官ト同一待遇方(明治二十四年文告第六號)	三四
●公立學校職員ニシテ委任官又ハ列任官ノ待遇ヲ受クル者ノ應次(大六年文告第六號)	三四
●公立幼稚園ノ園長及保母ノ待遇ニ關スル件(大一年勅第七五號)	三四
●帝國學士院會員ノ待遇ニ關スル件(大三年勅第二五八號)	三四
●帝國大學名譽教授、官立大學名譽教授、高等師範學校名譽教授及文部省直轄諸學校名譽教授ノ待遇ニ關スル件(大四年勅第一五二號)	三四
●貴族院及衆議院中御待遇ノ件(明治二十四年勅第二〇八號)	三四
●罷免、看守等及列任官ノ待遇ヲ受クル前防手ノ待遇相當等級	三四

卷之三

一文久三成以月昔常於守護并侍持於改
以侍甘言而受於平起後守日守護以
侍侍尚中用而免以戒以言以侍出者日今
名出以書甘字

私家來長野主權と中者 公儀に對して
石座に儀方之の侍而侍味之 侍甘言於別之
侍以取私に侍侍之我者受侍之侍甘言之
侍以侍甘言而侍侍之侍侍之侍侍之侍侍之
侍侍之侍侍之侍侍之侍侍之侍侍之侍侍之

朱書

六月十九日海軍大臣コツルカムとモウ
 レクトと云ふ故に支那船を港に泊せし
 るにテセントルフトと云ふ船は別林と云
 人迎へて居合臨る普偏生に領事館に同目
 晩方レイン河岸にコルン府と對するテウツと
 中島之達一病室に二日別林に達し然る
 當洲にソフランドソコエントと云ふ西洋人唱
 客と云ふ事、居たれども一と云ふ氣に七月十日
 別林を發一ステウチン府より山嶺船に乗し
 スウー子モンドと云ふ、島國に近船移り即時に

出帆す、翌晚晃城泊り、翌日伯得堡に達するに
 後利向と云ふ者多分、朱に在り、瀾車と云ふ別林
 振出積り、和蘭との誤り、事なり、故に所迄
 和蘭人來り、誤り、由に誤り、る再海より振
 出、把里斯と云ふ、今と云ふ、る、決り、多分、
 把里斯に振り、事と云ふ、相懸、い、南所より、別林、と
 大元英法、と云ふ、里、所、之、三月、と云ふ、達、由、
 仍、佛國より、船、より、ス、と云ふ、事、あり、直、小
 ス、と云ふ、事、佛、船、より、帰、り、る、事、相、懸、い、把、里
 斯、より、ス、と云ふ、事、亦、日、の、海、上、と云ふ、日、

ゆは必十二月下旬、帰省する中、後居の余を
畧一別、林の暑氣頗酷なる中、及
舊衣を穿、舟に坐、船に上り、舟中
早々、海風、寒、冷、此、地、の、暑、氣、五
度、位、の、雨、天、自、カ、ワ、ル、中、を、温、め、
七八日、未、湯、泉、を、以、て、湯、七、千、度、許、
此、地、の、地、國、も、此、俗、性、を、遠、く、
保、此、地、を、佛、英、魯、の、未、徒、者、多、
於、多、佛、信、徒、多、く、用、ひ、諸、事、佛、魯、
旅、船、も、ヒ、エ、ル、ス、と、唱、へ、帝、室、に、
續、く、

尾尾河の地、バーラル、ワ、チ、リ、
諸、事、帝、と、對、し、林、を、
諸、一、幅、の、地、を、
ツ、エ、ラ、の、名、色、何、れ、一、見、
比、特、帝、の、規、模、廣、大、
帝、家、の、待、遇、尊、嚴、
厨、の、製、の、故、鄭、重、
必、世、馬、の、車、
諸、事、是、
一、無、人、一、件、上、中、
可、か、
一、

ハナシの事は傳や承知は香港なるバナシと
唱へるのを接し倍々味ある可うある。然るに其の
支那人の口より其の音と譯し金芭蕉の
實とて傳新嘉坡湯ふも其の多價に極る康
なる事は其の無人の言ハナシも其の
存ハ○名國抱ゆる室基を其の驚入の日其の
樹木も多く有る別材なるハヒトリと唱へ大なる
違ふも其の後の大なる有る樹木を
其の在る所然と國も日探せる椰子虎豹の
勿論其の奇食と偏ある言ひ重き由り

其の高ひたるもの情態も其の見笑を其の
智を長ふもの乃設施を其の盡りと其の
ヘシカヘシの收と其の是近想像は其の別る
思ふもの事は其の老物を其のハナシとの
事思ふもの嘆息堪ふもの

一 ガリバルハ六日前に傳信する羅馬法を其の
事なる大傷を其の法は其の國を其の事なる
政全別極る靜謐に其の

一 洋學進に出る此の事なる成相成事と
其の事なる西洋より其の事なる其の事なる

○米利堅の戦争容易の法なきは子あり
魯國と今の政も指を執りの多くは世なり
セントの民是を怨事甚敷或は一揆を起さん
との勢ありと云ふボロヤも亦たあり

○英の新聖師も魯國帝スラーフ滅せり
會を下し大臣も是も指を執り害せん
と其意も分れ或はスロウベルスニル少く大を
破つこと多しと云ふ指を今此指より見ふ
生事ありは此の指を如何にも鄭重に
布る國帝は

○枕刀掛種家より意日本風を創る食事ハ
常態をあり大坂 亦た食せしめ頗
心を中よりと云ふ此地を風習と他を諸
西より東程異る人之面能形状も著しきも相
異る佛人なりは後とれハ野朴く無細雪の
風を常態と云ふ

龍動座より西月昔より朱筆青月と此時
師も活字と改あり毎便に横漢と送り横製
紙面は約一材料を拂ふる迫にお送と洋板は
おより横は横製紙より家早紙と云ふ達し

身任定官より、河原で方より、式立、因
脩外、西局、席、事、可有、之、他、は、法、序
大、城、列、は、法、族、早、は、法、翻、譯、出、來、改、定
公、行、お、成、り、操、り、常、は、式、立、上、解、見、を、論、は
一、助、も、可、中、中、後、人、の、領、知、事、も、他、の、旨
お、下、ろ、は、中、後、事、操、り、他、の、○、他、の、旨
左、二、件、は、中、後、は、以、て、安、之、人、を、免、角、を、操、り
事、も、他、の、事、も、可、中、中、後、事、操、り、他、の、旨
間、大、城、列、は、法、族、和、京、川、運、上、解、を、省、改、定
早、は、法、族、和、京、川、運、上、解、を、省、改、定

佛國を尋し、葡西に在城り、高き、なる、是、書、を
ペーロニコエ、より、佛、瀛、船、セ、ミ、ラ、ミ、と、送、り、由、此、船
必、安、南、に、立、寄、り、操、り、お、成、り、中、は、是、上、河、北、在、是、は
テ、ラ、ルト、を、佛、人、云、ミ、ワ、コ、ト、附、添、令、り、操、り、已
里斯、に、先、日、帰、西、政、は、録、也、り、中、は

一 佛國新聞志 把里斯羅尼譯

壬八月二三日比の秋、安、師

政、羅、巴、の、使、節、亦、日、本、を、分、思、お、成、り、操、り、中、は、
必、佛、政、府、を、支、那、に、ある、軍、艦、を、日、本、に、
送、る、べ、と、令、し、たり、又、佛、の、使、節、亦、佛、國

軍艦之進き、需より人とは外國人日本を
不安のや重自必大強動ありと見えたり
○大名は外國人戦に國外に追せんと欲し又
其大名を大君より帝を好む其程をめぐり
とれ夫殿大君を外人を日本國中に立寄せ
許せしなり○政は諸侯前を江戸を走り
横濱よりありて殿を此横濱よりして殿を
薩ももるる軍艦あれし○古に諸侯を
少しはりの武士を以て侯爵の國を治る
は武士は製業を統を傳へる者事始ハ

是を知らんは物れとも思事始

○今年安を嫌ふ日本自光在れは如きの
政府對しては海を以て

日ありしに海を以て法を以て此國中より少
時より海大強動ありべし○日本帝より
江戸大侯を以て大君と帝を對し何物
あるを知らんは又政を改めんとする天
下の命も治り大名を以て其京の國國より多
く武士を以てたり○京の武士より下りて京に
好み大君を好む一室を怒り在り

長崎より佛の木天二人日本より幕府役二人を頼り
て佛人條約の條に添てゐる

一 閏八月九日新望師

少時の後日本の悪事あるを以て外人の
生命を保護し難し故に外人を以て日本に
てゐる佛船を乗せり○若し大名が國
人を追捕はされど大名は帝を以て大名を以て
大君の位を降ろしとん○何れも此法を以て
詳明に○必ずしも其事ある佛アトミラル
はしむる時日本に多くは軍艦を寄るべし

九月九日市村にミエスに到着す此時佐智
ホハリスの法帝より命を降たり此後の命を
傳信署より命を下されし

アトミラルは此ヨウ只にとりて福を日本に与へり
右事より此望師の事より確實無きといふ
是より強羅巴の操を法帝にとい

十一月九日夜

少くは連年よりいふ大約日経積たす連年とい
十一月十日夜金巴金斯十七百里馬路と陸
九月二日追里形海濱島三日日新出帆

虎尉有煙光より石炭煙立すう海よりサーク寺の
塔の氣色日陽に輝き四方眼力なる交信年衍
無二山を介し海にモエント喜立すう此處を所置甚
る揃りて家屋大小お混居すい往々大家ありを見
えハ諸官より建所して或を議院王城物館
學校おと數に別林へト立ルよりい之より其
蕭々村如き高き屋敷お此處お把里初に
系の安實政羅巴中より安福殿より他は
へき而も此れよりお屋敷を多用とてお目
少くあたる事より造懐をい難然一を

峯と大男をいし我店館を旅宿を居室におあり
大堂四十あり一大新よりなる百人を客食い
内車馬出入随ふ所あり此客館十八月を成切
半日前店置あり此造料二十五万ラック婢僕三
百人是を以てラック月由儲め新大家新を
おへり此新を往來車馬出立者より過六
カス能二間を新下におあり居申カス先星羅
相照一よ○此館より我他國に風評をい
甚別へ八月七日新法を新改諸侯將軍
皆を尊より京都を推し外國人を拂ふにハ

外國人其生をせし事を作りて後、
 軍艦中より遁る彼是を以て小島必大に
 起る所し故に佛國よりアトミールに令し軍艦を
 日本小島にむき可忍今如何。我一行の政
 務を第1百此把里斯を棄てて其地を自葡之
 リサワに其之九月十二日アレキサンダー小島に
 出で日三エス城を以て引て市中廣海を渡り
 十月十日自歸省を渡りて其地を自葡之
 事。此を半月後より其地を自葡之
 主八月十日
 佛國に里斯斯

松本弘庵

手塚祥吉様換

一 市部より其地を自葡之
 十月十日坊城大初より戸田城守家族戸田
 和之助に達す
 國之山陵荒廢なるは其年
 敵を不安に市修後之儀は信五郎安生後星
 八月迄奉所修後市用戸田城守守りし中其
 分言上方より市満足思ふに市修後之儀も不
 能事序連に成能方之儀も思ふに其地守

九月廿六日

黄庭仁书

一、爲堂侯より幕府に建白

先年より愚存之軀中昔俄甘之受天下之形勢
強景即之勢中威為其此上之所竹為方毛髮、涉
謬誤之方、中針天朝中、中事、中上、中
神祖之所治業、忽墜地、中忠孝之道、中
之、中背、中民、中墜、中陷、中年、中實、中以、中傷、中痛、中笑、中
之、中起、中古、中挽、中回、中任、中策、中略、中善、中以、中世、中上、中之、中先、中景、中治、中
何、中之、中相、中成、中方、中以、中之、中悔、中忘、中悔、中亡、中上、中
凡物者、中本、中末、中之、中其、中本、中末、中不、中失、中順、中序、中以、中時、中ハ

終高押然りては應接甚固例より更に一條
約中取知し調中亦海より英佛と如何と云云
而後高より云々なる

禁意に法中と海と成り中より海と計し終る通條
清國と度程も踐りて石容易なる云云調中云
使節は後より成りても同志之面と連なり云云通
前條は強き友及び去る云云為湯止所所置る云云有能
り云云迅速し使を以て若く事情一云
天意所由し使を以て若く調中は海と成り云云
遠く動くも亦あり而も云云存り云云中より事云云

昔余が所張中領主は水戸市甲領主殿松平越前守
登城種と稱し方々之領主と過激切迫し石部と俄
に懐き作付又妻の云々云々云々云々 二帝
有司殿所初より懐き作付匠大と過激切迫し
有之り云云最嚴密に以て余余誠市決病と云
存り云云其本意云云

天朝惡夷狄より事起て一道理云々云々正
存今一匠と斟酌有之云云然れども存り云云
而思行義據云々云云刑云々云云黨類詭憎
憤怒激發は遂に此は根柢云々云々異人云々

何（ツ）とて 本邦市為節と成り事も無き加之
物價進と騰貴と成りる間關之山兎と云ふ人
惡し事地場より甚なる上と自

然る下至庶人作日ん事なる

幕府而は格別市優待なるを以て見い内夷
人のため本邦人を防禦法と爲す成る不端なる
米穀倒れも亦あり相英國より米穀の注海測量
可致 本宮切迫之年寸土も累秋と爲

穽りたるふ成るに後進と爲る先志が海
岸を淀泊と通船と海此面と爲る

海軍に

海軍に交り近來市船山を英人船と爲りて
松有志と名長大息は我々のたつと海中に
溺れ身死す夷狄と云ふ日も日擲と云ふは
此一事を早進市破却と成る松海軍に存
中上通達通確は松海軍に上り士氣を奮
後府の事市船松極上と士氣を奮
市破却と云ふも亦松海軍に上り士氣を奮
何程難い事と云ふも亦松海軍に上り士氣を奮
市破却と云ふも亦松海軍に上り士氣を奮
何程難い事と云ふも亦松海軍に上り士氣を奮

帝國存亡上は是を平敵攘夷と爲す所英割
之極偏なる事也此所争は其の爲る爲る人の
携戴を疑惑と抱く事と禍福起る藩閥可中
より不立故

公武所全作沙月一説は其の極所仕向する事不基
差越つ俄に所在より先中可置と中々外に有る事
獨り粗く言通通来り對

天朝所不實所不教之俄方之安政元年以後以
来も所政事何れも所奇刻に振る事あり其
古之件……日月之能所政なる事ありと天下に

所不……此は其の知れし事也此は其の知れし事也
其尾刻なる事也今般所實知は其の知れし事也極
其之所極なる事也天下可安政は其の知れし事也
匹夫……亦其國之安所不教なる事也其
自然後急なる所法度所一……其成る事也其
如先處刑法法之沙所無なる振る事なり其
命而反噬之所無なる事なり其先ある一小
事なり其なり

禁座は所抱する信は其の所抱する事也其の
教は其の所抱する事也其一大綱を奉るなり其

皇妹市降嫁給ふ市接接もろろ趣物に
てゐる位市形も近々も五分作法事故明座
市路止之機命もろろ

大樹公市上法と遊りて真

皇妹市降嫁給ふ市禮中品と云ふ事ありて
近來市不實市不敬之市形もろろ 信二且
責なりと感

震様も揺るといふ意を以て春秋二書之行幸
とるも揺も成りて稍天下之士拜伏も信なり又
市上法中古市廢後之事故信なりと不可

物松下と云う釋外にあり

徳院様日光市社系之儀有之と云ふ事も
大同小異ともいふ此儀市上法定と云ふ事
為る海内應契つたりと云ふ成り市も輕と云
ふ信出たりと云ふ意指す事存なり形も成り
自然 公市令作る海内一統も成る
中より此機命も系し夷狄市も拂有る
征夷大將軍之市名輝すやい所を特
とるに其意耳あるに其氏安踏るは実
神祖之市降業もろろ信なりと云ふ信なり

市成以貴市末恒序を曉然と爲る遊と爲伺
機會の故之を多し存し對 政府を指し
爲中より所全遠東之白水に流るる民方一
市譯用とて市成りし市像之とて多し存し以上
五月廿日 爲雲和泉守

一 去夏清澤之節幕府より書字

此等の關東に當府は執念とて去年以來修理
大支費を著しある迄は修繕所礼且屋敷
額曉後 之に於て石時用向も有之と解し

清澤より其の書字

公武所全傳

皇威市振興

幕政所高年と爲

去々振は度亦存は清澤而後一朝一夕とて
是之去年年以來 幕府役人を

勅控を遂げふはる外吏通商免許割
正議之 親王も其押の三郷を廢りし

也其水戸市中細言一橋尾張城前中
有志之大名悉禁烟いり列國を隔てて國
唐人と爲て死流之刑に付り多し存し其
震機より接指傳來に續指國之所人高

を與ふ金多しを實入りて自任其位と云々浮浪と
号し白濁を以て家之通商金を以て手打續
列國之諸侯に以て之を傳へて金を市井に追
逐する者多し人心惑亂人々多し
王様も主張し悔懼激烈に説く或は
大老を刺す人も幾多 幕府役人々も歸
敵會とて下りて交誼高き仕込に成殊
に増長して容易企てたり或は彼等
通ふ皇國一統強動之基と成勅
王様之を計りて布而外夷之例中

隔て俄に實の奇然俄に俄に俄に俄に
無遠慮に以て百年來徳川家之恩恵を蒙
りて是れ薩摩と陰謀之旨を以て俄に勿論
天朝幕府とて強志強行進精と盡力
仕込に及んで之を承知仕込に及んで之
情親に接し仕込に及んで之を罪難道と
有十分達向仕込に及んで之を罪難道と
四月に播磨路に著仕込に及んで之を罪難道と
仕込に及んで之を罪難道と仕込に及んで之を罪難道と

事、世業漸衰、去十月大坂上着信不浪人
多人致滞、所住店物乱取、乃泣下、我臣之
者、其意甚苦、方其害之初、
王三志有云、以
敵多亡、身自為難、此說已潛行、故松平信白
精理解、乃信、又漸之、永知川守其十三日伏見に
著、三仕合、而
敵多亡、身自為難、此說已潛行、故松平信白
白仕更、森田等、破り候、是、無任、山、
人心安堵、皆稱、市所置、乃在、今、町、向、也、
乃何、卒、之、惡、師、公、取、委、細、奏、
聞、も、ぬ、り、な、伏、し、も、お、希、い、は、し

四月十二日

增津和泉

一筆横臥其書
一筆橫臥其書
一筆橫臥其書
一筆橫臥其書
一筆橫臥其書
一筆橫臥其書
一筆橫臥其書
一筆橫臥其書

萬曆三月初旬上京信既二月其品川之榮
 藩より交遊之朋友より召使に爲て次第に歸時
 に見合ふ事ありきと云孫より都のより之を以て
 中田何如あるを告げ意に
 未應に故進に浪花より其少中より是僕未だ其後
 諸君推之るに任はるるを榮郎より「よしよし」然
 豊後園城より推九人者仕是日所より「信重は
 尚より」と又二人者最より相持て其意は「は内々
 家老に之を以て用金あるに似れ多し」より「是出る
 招合よりハ代に城より長岡常力客攻め君公より

次男名高を大方に國府をとおす——と来
 との事長崎より追て到着し抵てお侍中
 日と看は僕之國より主人之室父此所実東
 下向と云はる上中我人來月は坊部近着
 中旬後と大藏寺にお遊（多法）未だ是後
 掃き内と主人訂取ら奉る方人江戸に下向は
 必法石藩と殿より先生方之所因旋は京東
 法參決とて遊より大所高存におより此奉
 兼て是釣束中と云ふなり是非會堂所南

當此清冬強之節市仁丁嘯者飲酒饌之
 以於此上國旋乃書物若上之書法者是人
 多分其力此故也達也中と然んば客科事情
 大に要遷る事多し乃ち予殊更苦事持ちて其
 傍にも無き此所を光前山と云ふ途申す分
 市城中に者所そのと達則是を徳と
 ばるる事
 市方意に答へ一面信を
 お達の中物と三月は客科時勢と石
 中と云ふお分り答へた又一寸お福は信と
 市方遷る事と天下之事と我に云ふ事と

お達り申す物に三月は過ぎ、客料は勢を石
中よりお分りなせられ、又一寸お福に添え
て、お返すべく、天下之事、我れは、意に、

多く客之有志未何しも歎息なりとて御
 去冬上京田中河内と仁に去る百方謀
 臨西に下り把筑豊之諸義士相謁有志
 之者お前薩國に思ひ出せ有志之方お分
 お留りあるを巡察之役人にお捕然るを
 八月迄より薩國君に及実父之和泉市家
 老勸王に企有之と夫
 飛出りある同
 丁寧ありこれ方より有志之者お出され
 善後所持之品を御薩君にお上り何事
 國評一般之舉有之故為公有志之者秘

掃部卿左大臣藤原朝臣別々として把持國之事
大勢方より依りて薩長義舉を以て追々
増高をもちたため九割と申すも代々利家
より家形に次ぎ有志亡命を以て九割と
申す僕等正月申に帰京する事多かりけり
應接陳情の時難を察多中斗ふ物に要
三月申にお蔵九割より約束する志進亡命
上京する者を彼等と思ひて薩より和泉
中家老上京し約束を其時義議を
ひきかへし三月の酉二夫に在りて此等より安

四月申旬に和泉上京する者ありて薩人
引合諸方有志のものに傳へ三月申に大坂薩
郎より移りしは是より井伊上京義舉を疑
念を避るる爲に薩郎者より申す申す申
九割より進亡命人加り密なる事顯し名利
多人數多中一たびは薩に接戦候しも和泉
大坂を待つ事と申す申す申すや薩より京郎
新に節度より西人有志亡命余成る大坂に
日居候所は和泉和泉より傳へし公批
天朝より聞の上 天決を待つ事堂より之

藩を挙て中より藩を内臣に天下統一統
王攘夷之有志今更 天啓を待て身中
天啓と元より知て有事直に藩を可揚上
勅命を待て攘夷の政事と種に誤判し
何分固陋の國を一旦思ふ中より愛し
強固の心を有て之を和泉伏見
諸方有志者先一著報に揚好賊を撃
血を振伏見と和泉を揺動する有志
之者中より誤り何れもは俄に物と和泉
を去るの地隘し直に藩を有る可なりと

藩直に有る可なりと和泉人志士を平
大坂著藩にも蒸氣形の大坂に誤判し
和義藩多き者（和泉）に對する故に和泉に
和泉より和泉諸方有志者中より誤り
和泉と人知れず上京十曾和泉と和泉
系敵藩と及誤判是也 天啓を蒙
藩揚る者と和泉は和泉分藩紳士息不
之中より有志者中より誤判和泉と和泉
失先を以て和泉と和泉一白
天啓と明より和泉と 震襟と元より

知北て下有在者立好人を撰選汝も此真に
 敵多き一處に居る中半敵を角兵引く事
 此方と云ふ中何れも有志と云ふ事不中 姓名を
 六人引連ち候より上京いづし時務を伺はる
 大坂へ歸る程より有志と云ふ事不中 姓名を
 者より一人和泉の振ると長引く事不中
 伏見迄忠と云ふ事不中 姓名を
 上京と云ふ事不中 姓名を
 是より和泉の振ると長引く事不中
 大坂より和泉の振ると長引く事不中

先生お果は公強動中よりあつた書と云ふ
 人の心を何と云ふと云ふ者此書大周旋
 強動の事なり此は文学之士たる所の所あり
 先生教はるは是又大い力を盡し公強の切
 人抱るは是又大い力を盡し公強の切
 後のものあり公強の事なり公強の切
 お果は公強の事なり公強の切
 強動の事なり公強の切
 先生は公強の事なり公強の切
 先生は公強の事なり公強の切

君子も生るる地角迄運んで来り九列者
是迄周旋して得此上を東下至上と有志を
引強りて不依して居るは分る来周
旋之上固早矣天を多く少を休是時勢を
伺ふ者存居るは何れを是祥陽を以て
可有とい唯此を和泉東下大原磯端に
同り時勢を遷りて強言を以て計之
不依者知泉を居るを是祥陽を以て計之
事の憂と居成るは是祥陽を以て計之
可と述い實を和泉と看るは前有志者也

若事を揚りて事遷遷るる天下之事
一人に之を事斗りてあやうき事
なる男を以て格致のようて格致もある
は上と海とを以て事斗りて格致もある
此年を激動海に喝を以て一國の爲に
お成りせん 朝廷より封事を極密に
是迄天下の形勢を今未だ未だして
存ひるは事斗りて是迄 王も中
夫と事斗りて是迄 只は自ら重なる
為天下世を以て不頼を志す迄也

搖動滿城士天機發揚人氣時時平已年

吁何問傳狀節綠陰裡 臣一答

別帝

何くも我世傳そ生教後しやうくわ
家も一旦お上りな 家も現隆のち
はせろあひるものお城下へ故え悟た極欠
在るを元元へは軍記悉くお傳りし
三美人探りしやうお相成るを度おあ東
よりお付國元へお上り陳豊あより大臣お振
京都を為當る在る字之別家へ伝ふ原も

或百人中人教居るもの何れも何れも
頑固くしる中人衆を命る事とあり不
乃有志を伝ふ惑はる様へ依るを相成り
人物中におしやうお上りし事には
お上り奔走を致しお上りし事には
口をち致ししる是又天の御僕を不薩人
對ししるも國にお上りしも英雄と一人も
あふくハ事業く後園東に敵對しし家
ありしと同心も金しと笑はるるお上り
いふ英雄有志しる一向しるくたえお振

了ぬ事、我、能、此、時、機、を、失、ふ、事、少、し、く、之、有、
可、東、の、英、後、わ、く、れ、可、く、何、年、東、の、始、
後、入、り、夫、秋、中、東、の、初、の、方、拂、り、度、事、一、天、
地、之、新、の、害、之、淫、癘、の、以、前、者、を、下、如、刀、比、所、
民、民、の、誰、之、法、日、志、所、能、い、機、會、を、失、ふ、事、操、
偏、も、も、希、也、此、の、油、利、を、失、成、事、勢、之、法、能、い、
薩、を、先、に、構、を、せ、し、と、據、る、之、金、淫、癘、の、東、東、
之、海、軍、奮、起、し、り、と、白、い、何、年、之、の、廣、く、法、奮、起、
水、之、智、志、を、お、能、い、果、能、く、奉、有、之、天下、之、大、勢、
忽、水、帰、下、り、是、水、之、法、奮、起、動、所、同、旋、を、お、能、い、

渴望此秋、法、能、い、能、い、

中、島、望、

正明

大坂薩郎、上、席、の、時、有、志、也、七、年、餘、人、長、お、上、の、
別、座、之、和、泉、伏、見、者、法、能、い、能、い、大、守、第、一、座、
中、の、金、座、也、中、の、能、前、座、と、和、泉、之、和、父、相、の、座、
之、奉、を、伏、見、と、面、會、と、之、の、多、う、い、た、當、方、之、為、
其、伊、年、回、尚、年、と、平、野、之、中、の、有、志、と、志、友、
人、之、誠、途、中、の、法、引、退、き、後、強、論、及、ひ、い、る、
能、前、座、を、失、う、引、退、と、お、能、い、伊、年、回、生、拂、れ、
薩、を、引、渡、者、も、中、の、西、之、と、お、能、い、殘、念、な、が、い、

不能是唯二節も生捕意候事一乃一時と
出下生令とて何そ神考とる方尚平と
輕躁とる強と困入下五節と悟衆と困り入
以つれ此束は僕必下とて五節と悟衆と困り入
志と老も多分有とて五節と悟衆と困り入
意以居とる方とて五節と悟衆と困り入
いふる處一とて五節と悟衆と困り入
白里城とる方とて五節と悟衆と困り入
一系解下九系教とて五節と悟衆と困り入
能とて五節と悟衆と困り入

何とて五節と悟衆と困り入
何とて五節と悟衆と困り入
何とて五節と悟衆と困り入
何とて五節と悟衆と困り入

上

鴻津君足下某不佞不能通曉時勢詳執
事之心還傷執事之明有害執事之儀
以故因循至今日側聞執事使之窺
聖意然後欲從其窺懼執事不察
聖意之所以自在爲之實又不諒各邦

義士之所以依賴 執事之憤或失時機
故以書陳之某聞之處非常之變者必為
非常之舉然後能有非常之功故為
非常之舉者必在非常之斷言民可
與能終而不可計始也某竊觀 執
事之舉也實有超哉百世之氣故各邦
義士皆以身委于 執事亦幸居之於
客館令之各安其心以待 執事之居動
蓋亦 執事實有決舉之心故皆受命
而從其令耳矣今也執事公然奏

天闕不量情偽而欲以 聖決從事某
竊危之夫 天子神明之正冒國武
神之餘威實冠絕于万邦然自變故起
外辱於夷狄內偏於好臣皇緒將落拓
天地為之災變鬼神為之妖殃天下人
心皆莫不扼腕切齒也而聖明
天子獨孤在於深宮左右近親皆好人
所圍上始闕白下至公卿百執司悉眩闕
東賄賂莫不為之回也以是雖有
聖旨從為之隱晦一言一動皆為女人之

所誣曾不能出自宸衷其僅所以
窺聖實者唯有歌詠而然而已或
不堪審憤斯蓋閔白頭以懲其
奸或東禪寺醜膚聖意甚喜曰
天下有義士如斯耶後詳為水府士
及口噫亦水戶欽丈以赫神刻有義士
限水府使聖意登此言豈感慨之
士乃自堪耶是以各邦義士頗奮死於
草野或戮在於圜牆之中殺身無益旋
延至于此抑亦有待於執事乎然

報更不索其所以如此之情實公然
以窺天決為事以某計之天意
決不可窺勅命決不可得必為好臣
之所矯誣從令之益練其譎謀矣然
則其所以尽心力者及為禍皇家之
基願執事熟計之斯然從更以祿于
天下万民之望則幸甚其聞之倡大義者
不累小嫌故能奏大功蚤知之士發於未
萌故制人若執更之此舉真可謂天地
之大義哉欲雪神刻未曾有之耻極瀾

於既例斬奸賊攘醜夫而拘區小故以常
律踏事恐率累大義某以為苟徒天下
人情名非必所先也苟徒天下人情假有
之名非所以資也矧聖意既已昭明
天下人情既已歸仰果何所容疑耶且
夫兵道尚密雖天下之至計機率先泄
必制於人故曰始若處女後若晚鬼今
也執事之強梁如此奸臣之偷情如
彼是以依違不相發耳若使奸魁生其
心邪使天子而令幕府疾正犯上之

罪不唯失神器執事將何所辭也
以所欲忘者及為不忠所欲義者及
為不義非獨衄兵挫銳情見勢屈而
已也願執事斯然從事疾斬奸
魁然後公然奉勅而令幕府則八
百之變唯其所欲為及回天之偉勲亦
自以始矣若夫不然必陷一時偷言不
唯勿失人之所執雖諸方義士各生其
心恐至累執事居動何則既已失其
所以倚賴也夫機不再至方今之時不

斯然從事所謂功虧一簣者抑亦
皇家之大不幸矣天下之大失望耳
此某之所惜也某雖不佞多年周旋
於國事聊有關於以奉往又姑受意
於貴郎義雖不畢情自不可疎故
敢呈書唯願執事採擇之冒瀆尊
嚴恐懼無已

文久壬戌初夏清川正再拜頓首

蓋紙漫書

僕贈此書將以蓋萬分故婉曲其辭
而彼遂陷於姑息因循抑如機者耶
僕實所切齒也於此乎所以忠望者
概漠然相去遺憾可堪言哉偶有此
稿乃供賢觀焉云噫
又書卷末云虽不得勅命令大原
三位東下彼亦為之行倍其又有為
耶唯夫不爰事於皇都乃遺憾無
疆而已

戊子二月十有日作出

先年申水戸中納言殿御源吉成

勅諭其比并伊古拂形取心故今之江戶源吉

付此度取而御承奉之儀水之仲納言殿

作出

初從之振臨之原おん取振之 作出

勅諭之御書付字

先般墨夷候條約之條義取之於神奈川

調子使節と後儀從又未御習熟下能好上京

及 言上以教以先光造

勅諭諸大名意儀之 軍食取之 作出

誠

皇國重天之為調子之序言上

大樹公

勅諭之御書付字

勅諭之御書付字

大樹公賢明之要自心何如何

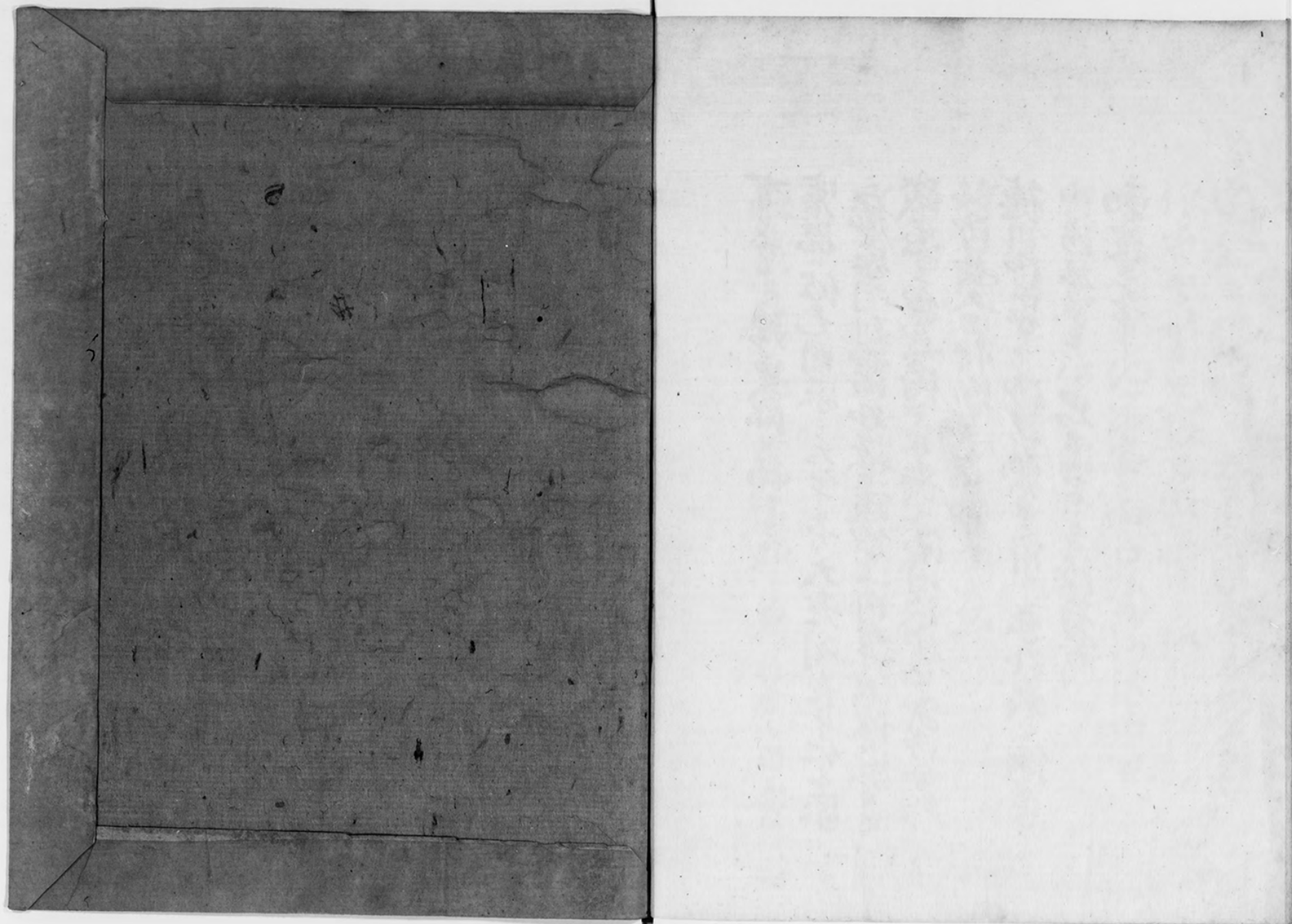
思云公操之必受之果夷之儀也

所國內之法亂如何之更深之悩

勅諭之御書付字

安全之振と偏と 思ふ之家式と大老上京と
作出の文水戸尾張あ家懐中三輪と
以食具又と他宗室に向ひ松河沙汰と由と
守と及右と何とと羅帳と裁縫針と以
柳菅桐葉と面と當今外夷追と入洋と容易と
時為既人心帰向と可と拍と舞と
宸衷と兼と之家以下諸大名存儀と
以とと 作出と金永世安全と武市金孫と
と安
敷と為と思ふ外夷と義と無と日憂

有とありと殊更深と
宸襟と彼と國家と太平と大老閣老と他之家
と郷家門列藩外挨拶代と一因群議御定有と
誠意と心と取得とと正と西内治平と武市金孫
と河長久と
徳川市家と河持卿有と内と懸外夷と侮と
西諸侯とと 思ふ外夷との波高儀
勅諭と事



東京大学経済学部図書館



5505535590